



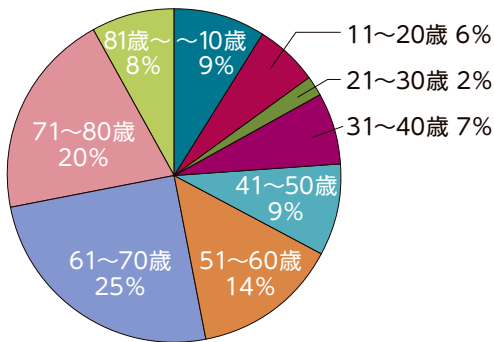
夜間津波避難訓練の結果を報告します



11月に4日間に分けて実施しました夜間津波避難訓練には、計1,130人に参加していただきました。地区別詳細は以下のとおりです。

訓練	実施日	地区	参加者数
第1回訓練	11月 5日	相差	293人
第2回訓練	11月 6日	堅神・池上・屋内・美台	407人
第3回訓練	11月 9日	国崎・畔蛸・千賀・堅子	209人
第4回訓練	11月10日	小浜	221人

参加者年齢内訳



今回の訓練では、避難した訓練参加者にアンケートを実施し、以下の結果が得られました。

- 性別は？ 男性43% 女性57%
- 避難目標時間までに避難できましたか？ 目標クリア 96% 目標オーバー4%
- 避難は上手くできましたか？ はい99% いいえ1%
- 一人で避難してきましたか？ はい54% いいえ46%
- 避難路で危ないところがありましたか？ はい17% いいえ83%
- 懐中電灯を持って避難しましたか？ はい90% いいえ10%

訓練参加者のうち51歳以上が約7割を占め、若年層の参加が少なくなっています。また、訓練参加者のほとんどは避難目標時間内に避難し、上手く避難できたと感じていることから、今後は若年層を中心とした多くの人に訓練に参加していただくことで、市民全員が夜間でも確実に避難できるようになる必要があります。

次回は、平成28年3月上旬に、大明西・大明東・安楽島・高丘・安久志・さくらが丘・今浦・本浦・石鏡地区を4回に分けて行う予定です。

アドバイス
不審な電話はすぐに切り、

市内の高齢者宅に、市消防職員をかたる者から、「消火器を買わないか」という電話がかかってきました。「市が発行している『お元気おたより便』に記載されていた件」と、勧誘されたようですが、お元気おたより便では消火器の購入を勧めてはいません。このように事実と異なることを言って購入させるケースがあるため、注意しましょう。

他の手口では「消火器の点検に来ました」「法律で消火器の設置が義務づけされました」「近所の○○さんのほか、みんなが買っている」「お宅の消火器は使用期限が切れて使えない」などといったことを、言葉巧みに言って購入を勧めるケースもあります。

お困りの場合や不安な場合は、消費生活相談へ相談してください。

● 少しでも不審な点や分らない点があるときは、きっぱり断りましょう。その場で契約書などの書面に署名、押印するのはやめましょう。

● 一人で判断せず、家族や知人に相談しましょう。

相談事例
「ご注意ください！ 消火器の販売」

市内の高齢者宅に、市消防職員をかたる者から、「消火器を買わないか」という電話がかかってきました。「市が発行している『お元気おたより便』に記載されていた件」と、勧誘されたようですが、お元気おたより便では消火器の購入を勧めてはいません。このように事実と異なることを言って購入させるケースがあるため、注意しましょう。

ワンポイント

- 鳥羽市役所や鳥羽市消防本部では消火器などのあつせんは一切行っていません。
- 一般家庭において消火器の設置義務はありません。設置や交換の判断は、自分でよく考えて行いましょう。
- 消火器には使用期限が表示されています。「交換」と言われた場合は、まず表示を確認しましょう。
- 少しでも不審な点や分らない点があるときは、きっぱり断りましょう。その場で契約書などの書面に署名、押印するのはやめましょう。
- 一人で判断せず、家族や知人に相談しましょう。

消費者トラブルにご用心! vol.18

消費生活相談

開設日時：月・水・金
午前9時～午後4時

場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎25 1230
鳥羽市消費生活相談室 ☎25 1241